



そらいろ通信 10月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



皆さまいかがお過ごしでしょうか？ 終わりが来ないのではないかとやや諦めかけていた猛暑も、やっとのことで勢いが衰え秋の気配がするようになりました。とはいえ、まだまだ日中は暑い日も多く、朝晩はぐっと冷え込みますので、どうぞ自愛のうえお過ごしくださいませ。



最低賃金が改定になります

都道府県ごとの最低賃金額が改定となりました。近畿圏は以下の通りです。労働者に対して最低賃金で支払っていた場合には、発効日以降、今年度の金額に合わせて昇給する必要がありますので、ご注意ください。

都道府県	最低賃金額	発効日
滋賀	706円	平成22年10月21日
京都	749円	平成22年10月17日
大阪	779円	平成22年10月15日
兵庫	734円	平成22年10月17日
奈良	691円	平成22年10月24日
和歌山	684円	平成22年10月29日

★これで完璧！ 10月の事務



☆9月分から社会保険料が変わります☆

7月に提出した算定基礎届の結果が反映され、9月分の保険料から健康保険と厚生年金保険の標準報酬月額が新たに設定されたものになります。新しく設定された標準報酬月額は、固定的賃金の変動（昇給、降給、手当の追加など）がない限り来年の8月まで適用されます。年金事務所から届く「標準報酬決定通知書」で確認をしましょう。

給与から控除する保険料は、10月に支払う給与から変更になります。

☆9月分から厚生年金保険料率が変わります☆

合わせて9月から、厚生年金の保険料率が変わります。

(全体) 157.04/1,000 ⇒ 160.58/1,000

(労使折半) 78.52/1,000 ⇒ 80.29/1,000

給与から控除する保険料は、10月に支払う給与から変更になります。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

9月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、10月12日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

9月分の社会保険料・児童手当拠出金を 11月1日までに納付。

☆8月決算法人の確定申告と納税☆

8月決算法人の確定申告と納税、2月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 10月中の決算応答日までです。

☆年末調整の準備（控除証明書等の保管）☆

各契約者（個人）宛てに、生命保険会社や損害保険会社から保険料控除証明書が順次届いてきます。年末調整や確定申告に必要なになりますので、提出時まできちんと保管しておくように、声掛けをしておきましょう。

★知っ得情報★



＊3年以内（高卒・大卒等）既卒者トライアル雇用奨励金＊

高校・大学等を卒業後も就職活動を続けている新規学卒者、あるいは卒業後3年以内で1年以上継続して一つの会社に勤めたことがない方をハローワークの紹介で雇い入れた会社に出る助成金です。

当初3ヶ月間のトライアル雇用（有期契約）⇒正規雇用

トライアル期間について、10万円×3ヶ月＝30万円

その後、正規雇用で雇入れすると、さらに50万円

一人につき計80万円が支給されます。ただし、一定期間、会社都合の退職者を出していないなど、受給できるための要件がいくつかございますので、事前にご確認ください。

**「新型うつ病」という今までとは違ったうつ病が
増えていると聞きましたが、どんなものでしょうか？**

A. 従来、日本人がうつ病としてイメージしてきた真面目、几帳面、仕事熱心である人が発症しやすいといううつ病は「メランコリー親和型うつ病」と呼びます。これに対して、もともと仕事熱心ではなく決まったことに従うことを嫌がるタイプのうつ病を「ディスチミア親和型うつ病」と呼びます。なんとなく気分が冴えない不調な状態が長く続く病態を「ディスチミア (dysthymia)」といい、それに似たような症状をするうつ病であるため、そのように呼んでいます。

もともとうつ病は、働き盛りの中高年に発症しやすいと考えられてきましたが、このディスチミア親和型うつ病は、20～30歳代の比較的若い年齢層に発症しやすいという特徴があります。また、病気になる前の性格も、社会的なルールよりもむしろ自分自身のやり方や考え方にこだわりが強く、根拠のない自信と漫然とした万能感を持っており、社会のルールや規則を考え嫌う傾向にあります。

さらに、「なんとなく調子が悪い」「なんか身体がダルイ」などと漠然とした症状であることが多く、その原因は自分自身にはなく、なんと！会社や上司にあるのだと「他責的」な点が大きな特徴です。そして、休みの日になると症状が和らぎ、気分転換などにも出掛けられる、また聞いた話によると、何ヶ月か休職している間に、リハビリを兼ねて海外旅行やスキルアップと称して語学留学に行く“ふとどき者!?(ここだけの話です…)”もいるそうです…。このようにしてみると、ディスチミア親和型うつ病は、単なるワガママかとも思われますが、診断すればうつ病に分類されます。

このような人にも、会社としては注意深く関わらなければトラブルになる危険性があります。業務との関連性があると判断されれば、少なくとも治療して一定期間が経つまでは解雇できませんし、解雇した場合にはその有効性も疑われます。さらに、会社の安全配慮義務などに対して損害賠償を請求される可能性だってあるでしょう。業務との関連性が明らかでないにしても、就業規則などで休職や復帰に関してきちんとルールを作っておかなければ、会社がその対応に振り回されてしまうことにもなりかねません。

(うつ病の症状・特徴については、医学博士・精神科産業医 吉野聡筑波大学大学院人間総合科学研究科助教授のお話によります。)

いきいきした会社づくりをお手伝い

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

